

令和3年第1回（7月）大磯町議会臨時会

議案第53号説明資料

令和3年7月27日

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

議 会

大磯町議会会議規則の一部を改正する規則

1 改正概要

会議における議案審議については、会議の態率的運営と平等な発言の保障等を確保するため、「標準」町村議会会議規則を参考に、質疑の回数を規定している。

さらに充実した議論を深めるため、時間内での自由質疑の方法に規定の改正を行う。

また、準用する質問に係る条の見出し部分においても回数から時間に改めるとともに、ただし書に係る規定についても、主旨を質疑の回数から時間に対応する取り扱いに改めるものです。

2 改正内容

(1) 質疑の回数に関する改正

(第51条関係)

会議における議案審議に関し、規定中の「3回」を「10分」に改めるとともに、見出し中の質疑の「回数」を「時間」に改める。

(第59条関係)

準用する質問に係る条の見出しを質疑の「時間」に改めるとともに、ただし書における主旨の取り扱いを「回数」から「時間」に改める。

(2) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町議会会議規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1章～第5章 省略 第6章 発言 第46条～第50条 省略 (質疑の時間) 第51条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について<u>10分</u>を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 第52条～第58条 省略 (準用規定) 第59条 質問については、第51条(質疑の時間)及び第55条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。ただし、定められた時間内における一般質問は、この限りでない。 第60条 省略 第7章～第19章 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>第1章～第5章 省略 第6章 発言 第46条～第50条 省略 (質疑の回数) 第51条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について<u>3回</u>を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 第52条～第58条 省略 (準用規定) 第59条 質問については、第51条(質疑の回数)及び第55条(質疑又は討論の終結)第1項の規定を準用する。ただし、定められた時間内における一般質問は、この限りでない。 第60条 省略 第7章～第19章 省略</p> <p>別表 省略</p>